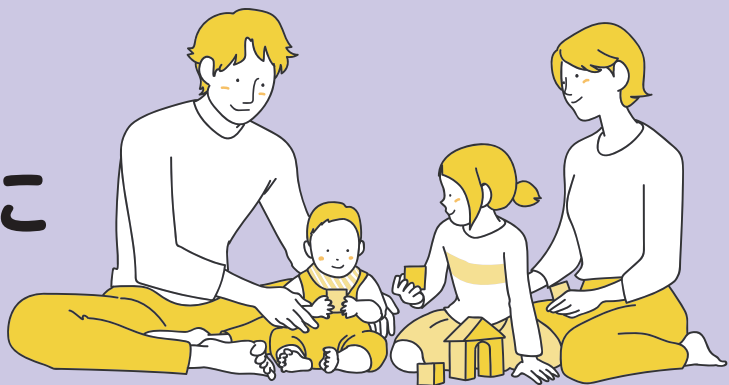


大切なあなたと 子どもたちのために 禁煙しませんか？

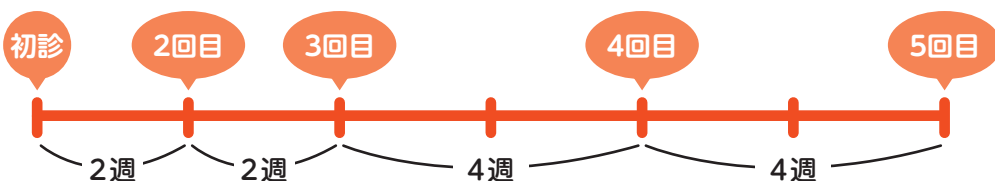


令和8年度
開始

板橋区禁煙外来治療費助成事業

標準的な治療スケジュール

標準的な禁煙治療は、12週にわたり合計5回の診察が行われます。医師から禁煙にあたってのアドバイスや服薬による治療を受けることができ、成功率アップ！



費用は保険適用の場合、
総額 13,000円～
20,000円程度！
(自己負担分)

助成内容

★ 治療を完了しなかった場合は、対象外となります。
中断せず頑張りましょう！

- 健康保険が適用される禁煙外来治療費の自己負担分
- 医師の処方に基づいて購入した薬剤購入費の自己負担分
- 世帯に妊婦や18歳未満の未成年がいる方 → 上限2万円
- 上記以外の方 → 上限1万円

★ 上限金額に満たない場合は、その額を助成します。

オンライン診療ができる
医療機関もあります！



手続きの流れ

1. 登録

登録申請書類を区へ提出、
もしくは下記電子フォーム
で申込み。
区の審査後、登録決定通知
が届きます。



申込みフォーム

2. 治療開始

登録後、医療機関で治療
を開始。
※原則、登録後に治療開始で
すが、2回目の受診の前まで
なら登録できます。



3. 請求

登録期間内(6か月)に、
全ての治療を終えて助成
金交付申請書類を揃えて
郵送または窓口で区へ
提出。



4. 交付

区の審査後、指定の口座
に振り込まれます。(請求
からおおむね2か月程度)

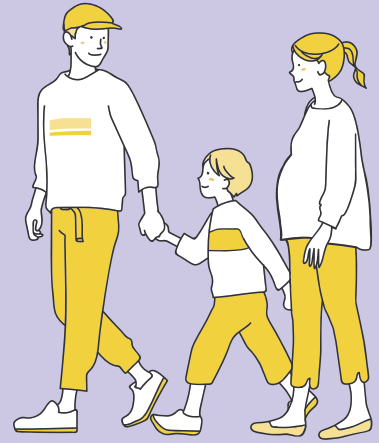


登録対象者

(すべてにあてはまる方)

登録期間は、登録日から6か月後の末日まで。

- 禁煙を希望する20歳以上で板橋区に住民登録がある
- 健康保険で禁煙治療を受けることができる
- 禁煙治療の開始前もしくは2回目の治療前である
- 同一年度内に登録がない



交付条件

(すべてにあてはまる方)

- 交付請求時に板橋区に住民登録がある
- 禁煙外来の治療を5回以上受診し、治療が完了した
- 今まで交付を受けたことがない
- 登録期間内(6か月)に以下の書類を提出できる
 - ① 板橋区禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書
 - ② 治療に要した治療費および処方薬剤費の領収書と明細書(原本)
※領収書を紛失した分はお支払いができません。

詳しくはこちら



区内の医療機関

禁煙治療に健康保険が使える区内の医療機関

地区	医療機関	地区	医療機関
板橋	野村医院	赤塚	宮田クリニック
	いたばし・ハートクリニック		ゆう徳丸内科皮膚科
	あらい内科クリニック板橋仲宿		やの内科・小児科クリニック
	東京シティクリニック大山		小林病院
	大山東方クリニック		安田病院
	耳鼻咽喉科大山中丸クリニック		おおやまクリニック
	つくしんぼ診療所	志村	つづきクリニック
	こうなんクリニック		ねづクリニック
	たにもとクリニック		志村坂クリニック
	岡部医院		いわた医院
上板橋	林クリニック	はすね駅西口内科	
	服部医院	小豆沢整形外科	
	今本クリニック	板橋中央総合病院	
	飯沼病院	藤田医院	
板橋	あのね、クリニック上板橋	高島平	宮田医院
		内田診療所	
地区	原則紹介予約が必要な医療機関		
板橋	帝京大学医学部附属病院 日本大学医学部附属板橋病院 都立豊島病院		

※区外の医療機関でも、保険が使えるところであれば受診可。

令和8年4月作成

問い合わせ先

板橋区健康生きがい部 健康推進課 健康づくり・女性保健係
TEL:03-3579-2727